

令和8年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月12日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第25号	令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第12号）
日程第 3	請願第1号	生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書 （請願審査報告）
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第1号	生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書
日程第 6		議員の派遣
日程第 7		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会及び各常任委員会）
日程第 8		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	山 田 良 則 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 政 策 課 長	森 直 史 君
住 民 課 長	林 谷 一 徳 君
福 祉 課 長	鎗 木 政 洋 君
産 業 課 長	小 野 直 人 君

施 設 課 長	田 中 陽 平 君
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	笠 間 一 秀 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	齋 藤 学 君
総 務 政 策 課 参 事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 崎 勝 巳 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

午前 10 時 00 分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。

●按田町長 議長からお許しを受けましたので、3月3日の定例会初日にも行政報告を行わせていただきましたが、昨日までに執り行われた件について2点御報告を申し上げます。

最初に、森林資源の活用によるカーボンニュートラルの実現及び持続可能な社会の実現に向けた連携協定の締結についてであります。

昨日、3月11日、本町において、株式会社北洋銀行、佐川急便株式会社及び株式会社ステラグリーンと本町の4者による「森林資源の活用によるカーボンニュートラルの実現及び持続可能な社会の実現に向けた連携協定」を締結しました。

本協定は、脱炭素社会の実現に向けた取組として、本町が誇る豊かな資源である「町有林」に着目し、適切な森林管理を通じて吸収した二酸化炭素を価値化する「J-クレジット」の創出に取り組むことで、財源を活用し森林管理のみならず、脱炭素に係る環境対策や地域の防災・減災対策の強化などに活用、循環することで、持続可能なまちづくりを進めていくものです。

協定につきましては、クレジット創出に係る技術的支援や地域企業等へのクレジットの流通、環境価値創出及び物流システムを活用した防災体制の強化など、それぞれの分野で専門的な知見とネットワークを持つ各社との強固なパートナーシップを組むものであり、強力な推進力となるものであります。

今後、本協定の締結を通じて連携をより一層深め、本町の目指すカーボンニュートラルによる持続可能な社会を実現してまいります。

続きまして、令和7年度繰越明許費に係る事業についてでございます。

急な提案ではございますが、農林水産業費において、豊頃町農業協同組合が集出荷貯蔵施設等を整備するため「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を実施することとし、繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施いたします。

事業の詳細内容につきましては、本定例会の追加議案として、補正予算を提案させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番小笠原玄記議員及び2番後藤孝夫議員を指名します。

◎ 議案第25号

●中村議長 日程第2 議案第25号令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第25号令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,940万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ71億8,042万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費において、2目農業総務費に（繰越明許費）新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金5億9,940万円を追加。

次に、歳入につきましては10ページを御覧ください。

10款地方交付税1項地方交付税に15万円を追加。

15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金に（繰越明許費）新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金5億6,205万円を追加。

21款町債1項町債において、4目農林水産業債に（繰越明許費）新基本計画実装・農業構造転換支援事業3,720万円を追加。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ、第2表繰越明許費補正を御覧ください。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金につきまして、翌年度に繰り越して使用する経費といたしまして5億9,940万円を繰越明許費に追加し、繰越明許費

の総額を１１億８，５２５万３，０００円と定めるものであります。

次に、第３条地方債の補正につきましては、５ページ、第３表地方債補正を御覧ください。

同事業に係る地方債限度額を３，７２０万円に定め、地方債限度額の総額を７億７６０万円に定めるものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。１０ページをお開きください。

１０款地方交付税。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 １５款道支出金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ２１款町債。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。１２ページをお開きください。

５款農林水産業費 １項農業費。

説明第１号。

小野産業課長。

●小野産業課長 説明第１号新基本計画実装・農業構造転換支援事業の施行について御説明申し上げます。

別冊の予算説明書１ページ目を御覧ください。

令和７年度繰越明許費におきまして、食料・農業・農村基本法を踏まえて策定された新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む山地や地域を支援するための新基本計画実装・農業構造転換支援事業を施行することとし、第５款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明申し上げます。

事業名、新基本計画実装・農業構造転換支援事業。

全体事業費、９億９，０００万円。

事業予算額、５億９，９４０万円。

事業内容につきましては、集出荷貯蔵施設建設、面積 3,755.37 平方メートル 1 棟、トラックスケール棟建設 100 平方メートル 1 棟。事務所建設、171 平方メートル 1 棟。既存集出荷貯蔵施設の解体 807.45 平方メートル 1 棟。

新規事業でございます。

なお、本事業は令和 7 年度及び令和 8 年度の国の補正予算による事業を予定しております。来年度についても基本補助率等に係る間接事業を実施する予定であります。

事業の概要につきましては、以上であります。

また、施行位置図につきましては、裏面の 2 ページに掲載してございますので、御参照ください。

なお、事業主体は豊頃町農業協同組合でございます。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 1 点だけ確認させていただきます。

ただいまの説明の中で、令和 7 年、8 年とまたがりますよね。これについて 8 年度ということ想定しますが、全体の建築の構造改善の相対と言いますか、そのものについて、参考的に聞きしたいと思います。7 年度と 8 年度で相対的にどのくらいの事業費になるかというところをお知らせいただけますか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

2 か年ということで事業期間がまたがっていますが、今回は令和 7 年度の国の補正予算で繰越明許費として予算計上させていただきます。着工自体は翌年度に繰り越してからの実施になりますので、令和 8 年度に入ってから着工となります。

2 か年事業でありますので、今回、農水省の事業採択を受けた場合、次年度の予算もある程度担保されるということで、今の予定では、令和 8 年度の当初ではなくて令和 8 年度の国の補正予算にまたのって、繰越しなのかというところで審議が必要かなと思っております。

最終的な建物の完成は、今のところの予定でございますと、令和 9 年 6 月末ということで進んでございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

● 6 番大崎議員 今日では町民の方々もお見えになっていますが、9 億 9,000 万円、約 10 億円の事業費ということになって、この全体の位置図を見ましても、総合的な施設であるし、また本町の一次産業である馬鈴薯の施設というと最優先の施設にもなるし、将来的に膨大な利活用の内容が含まれていると感じます。非常に期待の大きい施設と、そういうエリアではないかなと想像しているわけです。

町の財政から考えて、この財政の見通しについてはどのようにお考えになっていくのかというところを町長にお聞きします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 御質問ありがとうございます。

この事業につきましては、一次産業の農業が、今、非常に大変な時期にきていますが、豊頃町として馬鈴薯の作付が非常に伸びているところでございます。

また、これまで農家が出荷して貯蔵する部分では、コンテナに入れて施設に貯蔵していたところから、ばらで貯蔵でき、その後、選果することになろうかと思いますが、そういったように効率化を図ることで、これまでの施設も集約した中での施設になります。

今年の事業費は 9 億 9,000 万円という話ですが、全体の事業費は 33 億という大きな事業になりますけれども、今回、国の補助率が 50 パーセントからかさ上げされるに当たり、都道府県と事業主体になる町にも負担が課せられます。最近、整備に係る経費が上がっているというところもあるのでしょうけれども、補助率のかさ上げが条件として課せられるところになってございます。

そこは十分に役場の中で協議をさせていただきながら、進めていくこととなりますが、実際の町の負担に対する財源的な部分は、今年は 3,790 万円、全体では 1 億 2,500 万円になります。

その負担額を起債で措置しながら、その後、起債の交付税、基準財政需要額に入れられるのが 50 パーセントということでもありますから、実際のところ、全体事業費の中の実負担額は、今のところ、2,500 万円程度で済むような試算となっております。

この事業費は建設にかかりますから、変わってくると思います。経費が上がれば変わってくるでしょうし、入札で下がれば下がってくるということになりますから、その辺を含めて最終的な調整になりますが、今のところ、その実質負担ということで見込ませていただき、事業を進めていくということで、農協には了承を出しているところでございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6 番大崎議員 この件について、最後の質問をさせていただきます。

今の説明から、これについて若干の期待感を持っています。来年度、この施設が完成した後の雇用がどのくらいあるかということに、期待したいという感情を持っているわけです。

この辺について、町長、これから J A といろいろと協議をする中で、これだけの施設で現状よりもましな雇用が可能なのかどうか。その辺も一つ課題として協議を進めてもらいたいという希望を持っています。その辺の考え方を共有したいのですが、いかがですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 答えいたします。

この施設整備は、ある程度、施設を集約し、その上で効率化を図るというような形でありますから、逆に、今、担い手がだんだん減ってきている中で、どういった形で対応していくかというようなことになってくると思います。

集約したところに、人手が増えることにはならないのかと。逆に、減っていったところ、これから減るところを、どういうふうにやっていくかというところも、きっと兼ね備えているのではないかと思います。

あとは、馬鈴薯を出荷する農家の方は、効率化すれば、それだけ作付面積も増やせる。これは輪作体系の話がありますから、一概にどんと増えることではないと思いますけれども、そういったことになってきますと、これから先、農家戸数も減ってくるということもありますから、そういった部分で作業自体はあまり変わらないので、そこで雇用をしっかりと生むような形、季節的なのかもしれません、そういったことが求められてくると思います。

農協だけでなく、町もその辺はしっかりと協議を深めながら、進めていかなければならないかなと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に 4 ページ、第 2 表繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第 3 表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

●中村議長 日程第3 請願第1号生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。請願第1号。

2、付託年月日。令和8年3月3日。

3、件名。生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

昨年4月に策定された新たな食料・農業・農村基本計画で掲げる目標達成に向け、畑作物の直接支払交付金について、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式への改善を求めることや、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針で掲げる目標が確実に達成されるよう、必要な予算措置や生産コストの上昇に左右されない持続可能な酪農・畜産に向けた所得安定政策の実施など、生産現場に寄り添った農業政策の確立を求めることは、本町の地域経済

を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●中村議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1。

1番小笠原議員、御登壇願います。

●1番小笠原議員 通告に従い、1項目について一般質問を行います。

農地維持活動の現状と今後の方策、農地インフラについて伺います。

我が町の主要産業の一つである農業は、地域経済と雇用の維持や、景観・環境保全など、多面的な役割を果たしており、各地域では農地維持活動の一環として農地法面の草刈りや、農地周辺の道路・水路の環境維持・美化活動を行っています。

しかし、近年、各農村地区における農地維持活動の担い手が減少し、1経営体当たりの耕作面積が増加したため、従前と同様の環境維持活動の継続が難しい地区が増えています。

また、農村地区では基盤整備や農道・水路等の整備により、農村インフラ設備は一定の改善が図られてきましたが、農業経営の大規模化に伴う作業機械の大型化や車両の重量化に加え、農道や橋梁、水路などのインフラ設備の老朽化もあり、補修や長寿命化・拡張、更新などの対応が必要な箇所が生じていると考えます。

これらの状況は、農業生産の継続性のみならず、町全体の景観維持のほか、ひいて

は、財政にも影響を及ぼすものであり、町として計画的な対応が求められると考えます。

以上を踏まえ、以下２点について１点ずつ伺いたいします。

（１）農地維持活動においては多面的機能支払交付金という国の支援策がありますが、これは農村地区の農地維持活動や資源向上活動において、担い手の活動費確保や負担軽減の面で有益な事業と考えられます。

本交付金を活用した本町の事業体及び対象となっている農用地面積並びにこれまで本事業の広がりが見られなかった要因と、今後の町における当該交付金制度の活用促進方針について伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました多面的機能支払交付金制度は、農業の有する多面的な機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援を行う事業でありまして、取り組む農地の面積に応じて、国、北海道、そして町が活動費用を交付するという事業であります。

本町における制度の実施状況につきましては、現在、二宮環境保全会の１団体が活動を実施しておりまして、対象農用地面積は１，８２４ヘクタールとなっております。

この交付に当たっては、農地と草地で単価が違っているというようなことになってございます。

この団体は平成２６年１２月に設立され、平成２７年度から交付金を活用した活動を開始し、今年で１１年目になります。

これまでほかの地域に事業の取組が拡大しなかった要因といたしましては、組織の設立やルールづくりを率先して引き受ける人手ですとか、地域全体の合意が必要であることに加えて、事業の執行管理に係る事務作業の負担が大きいというイメージから、取組に理解を得られなかったことが要因ではないかと思っております。

この制度につきましては、過疎化や高齢化に伴う農村地域の衰退や荒廃に歯止めをかけつつ、本町の貴重な財産である豊かな自然環境と美しい景観を守るためにも有効な手段の一つでありますことから、今後とも制度利用による活動を希望する団体には、町として支援していく必要があると考えております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●１番小笠原議員 先ほど質問文で通告したとおりではあるのですが、農村地区では、法面の草刈りだったり、水路の泥上げだったり、農地に隣接するような道路のと

ころのごみ拾いだったりを、皆さんでやっていらっしゃると思います。

農業経営自体が資材高で苦しくなっているような状況で、かつ農村地区の住民が少なくなっているといったところで、現状、それぞれの機械だとか、人手をどうにか手弁当で行っているような状態だと思うのですけれども、これがなかなかしんどくなっている。

町においては、例えば協働のまちづくり事業等を活用して、その費用も少し見ながら活動しているところもあると思うのですけれども、この事業の助成金に関して、町としても現状可能な限りの助成なのかなと捉えているところでもあります。

そういう面から、本交付金を活用して、そういった活動に少しでも対価を得られる形であるとか、担い手のみで行うことが難しければ、関係団体に所属する方とか地域の消防団員等、これは一例ですけれども、こういったところも構成員として活動して、少しでも農地維持活動を持続可能な形にしていきたいという思いがあり、今回、質問しているところでございます。

この担い手の減少の実態を確認したいのですけれども、過去20年ほどで豊頃町の農家戸数や農家人口はどれくらい減少しているものなののでしょうか、伺います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 私から数値について御答弁申し上げます。

農林業センサスの統計的な数値でございすけれども、平成12年、西暦2000年は農家戸数が279戸、農家人口が878名。

平成22年、西暦2010年は農家戸数が267戸、農家人口が621名。

令和2年度、西暦2020年は農家戸数が169戸、農家人口が432名という統計的な数字が出ております。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 恐らく農林業センサスは今年度にまた調査をしていましたので、令和7年度についてはこれから新しいデータが出てくるのかなと思います。

この20年近くでも農家戸数が4割くらい減少していて、農家人口に至ってはほぼ半分になっている状態で、担い手の不足がかなり深刻化してきているのかなと思っております。

先ほどの町長の答弁で、現在の多面的機能支払交付金を活用している面積がありましたけれども、我が町においての総農用地面積、地目が畑であるところの総面積と地目が草地の総面積はどれくらいあるのでしょうか、伺いたいと思います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 私から御答弁申し上げます。

本町内の畑地と草地合わせて交付金の対象となる農用地の合計面積は、9,890ヘクタールでございます。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 確認ですが、この面積は畑地と草地を全部合わせての総面積ということでしょうか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 議員のおっしゃるとおり、町内の畑地及び草地の総面積でございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 現在、交付されて活動している面積よりも、かなり多い面積が対象になっていることが分かりました。

ここで、現在、十勝管内の各自治体における本交付金の活用率と交付額がどれくらい出ているのかというような話をしたいと思います。

農水省から多面的機能支払交付金の効果分析というレポートが出ております。令和2年度なので、少し昔のデータですがけれども、この中で、農用地面積に対する本交付金の認定農用地面積のカバー率、どれくらい本交付金で賄えているところがあるのかというのを25パーセント単位で全国市町村別に色分けしたマップが公開されています。

これを十勝の自治体で見ると、カバー率75パーセント以上の自治体が8、50パーセントから75パーセントが4、25パーセントから50パーセントは4、25パーセント未満は1、取組のないところが2つありました。豊頃町は、先ほどの面積データから計算すれば分かるところではありますが、25パーセント未満に分類されています。

また、こちらはより新しいデータなのですが、十勝総合振興局が昨年6月17日に公表したデータで、北海道多面的機能支払事業に係る令和6年度補助金等交付一覧に市町村別の補助金額が出ております。

これを見ますと、19市町村、これまで取組がなかったところも本交付金の取組がされるようになっていました。

ただ、残念ながら、我が町は其中で交付額が994万8,072円と一番低い額になっています。その次に低い陸別町でも1,633万7,750円という額になっています。

この差を畑地の農地維持支払交付金、反1,000円の基準で面積換算すると、約

850ヘクタールくらいの差になるのかなという印象を受けております。

過去の地区の立ち上げに関しては、町長からの答弁で、地域の合意形成ですとか、ルールづくりのところ、あと事務的な負担が課題で、なかなか広げていけなかったというような話がありましたけれども、二宮環境保全会についてはうまく立ち上がって、これまでしっかりと活動を継続できているわけです。

この立ち上げに係る町の伴走支援体制がどうだったのかとか、二宮環境保全会の立ち上げがうまくいった要因は何かあるのでしょうか。

町長は担当課にいらっしゃったこともあるので、熟知されていると思うのですが、お答えいただければと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 多面的機能支払交付金に関しまして、私が担当していたときには、十勝管内で4町村もやっていないという話の中で、そのときにちょうど制度改正もありまして、日本型直接支払制度が法制化されたタイミングでもありましたから、国、北海道としても各町村にできるだけ取り組んでいただきたいというような方向性があったので、そういった説明を受けて、やっていない豊頃町の中でどこができるのかというところを協議させていただきました。

今もあります、当時、二宮の国営の期成会で、毎年、農地の明渠の維持管理等をやっていたから、そういったところで、二宮の期成会に環境保全会としてこの多面の事業をやっていただくというのはどうだろうという話をさせていただき、期成会として取り組むという話になりました。そういった形の中で設立し、進めさせていただいた。

そのときは北海道の土地改良連合会も一緒にやっていただきましたが、町でもしっかりと規約の作成から順調に進むまでということで、お手伝いをさせていただいた経過があります。

そのときは、初めての取組ですから、町内でどこでもという話にはなかなかならなかったのですが、そこがうまくいくようになって、そこからまた少しずつ広げていくというような考え方を持っていました。

当時からそうなのですが、農地の維持・保守を含めて、草刈りですとか、個人の明渠だとかを、それぞれしっかりと管理していただいたというところが、この事業を実施することによって、そこにお金がきちんと支払われ、自分たちの取組としてやっていけるという形になれば、今までボランティアでやっていたところにお金が生まれるということなので、そういった意味でも、農地を維持する中で背中を押せるのではないかなという考え方もあります。

逆に、それまでは町の予算で、町内の様々な地域の農道・明渠を含め、維持や保守

をしていましたから、今、二宮地域の全地域が入っていますから、そういった意味では、自分たちの農地を自分たちで守るという中で、管理上、非常に今はいい形で行っているのかなと思っています。

時代も経過してきましたし、先ほど議員が言ったとおり、農家戸数も減ってきている中で、やることは変わらない。そういったところを鑑みると、町内でもこの事業をやる団体を増やして行って、今までお金の充てられていなかったところを、しっかり自分たちの活動としてやっていただくのも一つかなというところがあり、今、ほかの団体にも声をかけて、検討していただいています。

町としては伴走するというか、事務を含めて、いろいろお手伝いしながら、やっていけるのかなと思っていますし、逆に、町の負担も事業をやるには4分の1の支出というところがありますが、今まで町が地域に対してやっていたことを、自分たちでやることによって、町の負担も少なくなりますから、そこはあるのかなと思っています。

ただ、地域の方の農地がそこにしっかりあって、維持できれば、それにこしたことはないのですが、出作というか、他地域に行って畑を作っている方がいます。

それが多くなると、どうしても他地域に行って、耕作している農家の方の負担が、いろいろなところの団体に入って、同じ時期に同じことをやらなければいけないというところが出てきますから、いろいろな意味で、地域の中でしっかりと合意形成がなされて始めることが一番なのかなと思います。そういったところで、ある程度、そこに農地を持っている方の合意形成が必要ですから、今、二宮でやっている制度を、他地域の方もこういうことをやっているというのを理解していただいた上で始めていくと。

これからがそういった期になるのかなというところもあって、しっかりと担当課にも、やろうと思う地域にはお手伝いしてくれという話もさせていただいていますので、これから進めていく上では、できるだけ積極的にお手伝いをしながらということになろうかと思います。

ただ、どうしても地域的にできないところは出てきます。ほかの町でも組織が高齢化してできないからやめているところもあると聞いています。それは議員のおっしゃっているとおり、高齢化で農家戸数が減って行って、もうできないということもあろうかと思いますが、今のところ、減っていても、何とかこなせるのではないかなというのがうちの町としてはありますから、そういった意味で、今後、きちんと担当課にも指示しながら進めていきたいと思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今の町長の答弁を聞いていますと、地域の合意形成が非常に重要

になるのかなと私も感じているところであります。

農業体というよりは、その地域にひもづく農地をベースに考えるのが肝なのかなと思っております。

先ほどの答弁で、今、検討している事業体も幾つかあるというお話を伺いましたけれども、今後、本交付金の活用を検討している事業体はどれくらいあるものなのでしょうか、伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今のところ、2団体が前向きに検討していると聞いております。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 本交付金については、メリットもいろいろあるのかなと思います。その一つとして、今、成り手がかなり減少しているのですけれども、この交付金は農用地面積に対して出るのがメリットかなと思っております。

先ほどの答弁で対象の農用地の話がありましたけれども、なかなか難しいと思いますが、仮にこの多面的機能支払交付金を町内全てのところでカバーできるとした場合、交付額はどれくらいまで増加するものなののでしょうか、伺います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 私から数値について御答弁申し上げます。

御質問にございました町内の農用地、畑地と草地の全てを仮にこの交付金の対象とした場合、約9,500万円の交付金の算定になると思います。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 この交付金の二宮環境保全会での予算額については、毎年、当初予算で出ていますから、これを全体で考えた場合、ざっくりした計算になってしまいますけれども、恐らく6倍くらいの増加額が見込まれるのではないかなと想っているところであります。

増加させるメリットというところで、先ほどの町長の答弁でも、本交付金は町が実質4分の1負担するというお話がありましたけれども、町管理の農道等、例えば取付道路のところとか、農家の方から直してくださいという陳情を受けることもあると思うのですけれども、これまで町単費負担、補修費等で見ていたところが、本交付金であれば、そういったものも対象になると思いますので、町が4分の1負担しているけれども、実質として町の負担額は減っていくのかなと思います。こういったところは、ぜひ活用を町としても推進していったほしいと思います。

また、昨年、私も実際にいろいろ感じたところではあるのですけれども、災害時に本交付金を活用するのが、非常に意義があるのではないかと考えています。

国では農地・農業用施設の災害復旧事業というのがありますけれども、これはかなりの大災害でないと適用されない。被害状況の要件が厳しかったり、調査から復旧まで時間がかかったり、かなり大変な事業なのかなと思います。

例えば昨年9月の線状降水帯で豊頃町内も農地被害等が少なからずありまして、激甚災害指定になりましたが、国の災害復旧事業の対象になるところはなかったのかなと思います。

被害が甚大であった隣の浦幌町ですら、そういった箇所がなかったのですが、こういった農地の災害復旧に係るところでも、事業体の合意があれば、本交付金を迅速に使うことができますから、これまでは自己資金で全て直さざるを得なかった担い手の方でも、こういったところを使って復旧することもできるので、有益なのではないかなと考えております。

実際に、昨年、二宮環境保全会の中でも本交付金を活用して、被害があったところを復旧したという話も聞いております。

現在、2事業体から交付金を活用したいというお話がありましたけれども、この交付金を活用する面積なのか事業体なのか、その辺りはまた変わってくると思いますが、数値目標みたいなものは町で設定されているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 数値目標というのは、今後、どれくらいの戸数だとか面積をやるのかということだと思うのですが、今のところ、数値目標は町として持っておりません。

数値目標というよりは、どれくらいの団体が取り組んでくれるかということになると思いますから、先ほど申しましたように、2団体が新規で検討しているという話もありますけれども、そういった取組への促しだったり、お手伝いだったりメインになるのかなと。

あくまでも、農地を維持していくために、自分たちの農地は自分たちで守るという観点で進めていくことになろうかと思いますから、今のところ、町としてどれくらいにしていきたいと思いますという目標は持っておりません。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 先ほど交付金の自治体一覧を出しましたが、19市町村の中で一番活用できていないところ、豊頃町もかなり農地面積があるわけで、そこは多少てこ入れしていかなければいけないのかと思います。

町長からも答弁がありましたし、私も少しお話しさせてもらいましたが、本交付金の導入のメリットをしっかりと事業体や地域の担い手の方々に理解していただいて、これはすごくプラスになるから活用しようというような機運が出てくるのが非常

に大事なことかと思っております。

拡大に向けた取組については、今後、していかなければいけないのかなと思いますけれども、今、実際に動いている事業体もそうだと思いますが、活動の中で事務的な負担が非常に大きいというところも全国調査等のアンケート結果にありますので、事務的な負担について伺いたいと思います。

その事業体で事務作業を完結して担うことができれば、交付金の活動経費もほかのところに使うことができ、ベストかと思いますが、実際の事務的な負担というところ、経理書類の作成、活動報告書の作成、交付金の事務管理ですとか、維持活動の外部委託をする場合の契約書類を作るとか、こういった事務作業がいろいろありますので、高齢化した組織等になりますと、今後、それが難しいというケースも出てくるかと思えます。

そういうところで、事務の外部委託が本交付金でできますので、重要な考え方になってくると思うのですが、本町にもそういったところがあるかもしれませんが、ほかの自治体での会計事務の職員状況と言うと、役場や農協職員のOBの方を雇用するとか、豊頃町にはないですけれども、土地改良区の臨時職員ですとか、そのほか副業可能な団体に勤務している職員の委託が多いと伺っております。

今後、拡大を進めていくに当たり、こういうメリットがあるので本交付金を使いたいだけでも、どうしても事務作業を担える人がいないとか、町内で探したのだけでも、いないというような場合も出てくると思います。

ただ、推進する立場の町として、事務作業の外部委託をどのようにサポートしていくのか、伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 やっていただく上で一番の障害になるのが、今、議員がおっしゃる事務的な作業の部分になろうかと思えます。

11年前に二宮で始めた当初は、活動計画、活動した後の写真だとか、いろいろな部分をしっかりとまとめて保存しておくというのが、非常に大変だったわけでございます。

それぞれ担当の方が、やる前とやった後、カメラで写真を撮ってきて、今度、そのデータを紙にプリントした後、何時間やったというのをそれぞれの方から全部聞き取って、保存しておくというようなことがありました。

ただ、もう10年たったら、大分その辺は簡単になってきていると思います。皆さん、スマホを持っていますから、やる前とやった後、きちんとスマホで撮る。スマホで撮れば、時間も全部分かりますから。そういったことで、管理をしようと思ったら、10年前と違って大分やりやすくなってきている。

あと、活動報告もわざわざ手で書かなくても、状況をメールで記録してもらい、きちんと保存しておいていただければ残るということもあります。

最終的に、事務的な検査だとか、そういったところに耐えうるような書類がきちんとしていれば何ら問題ないと、私は過去に担当したときから思っていましたから、そこまでのものでもないのかなと思います。

ただ、どうしても地域によってはやる人がいないという話になれば、これはどこかにお願いしなければいけない話になってくると思います。

ただ、専門的なところだとか、いろいろなところに頼むと、結局、その専門的に請け負ってくれるところから、それなりにきちんとしたものを求められると思います。

逆に、手間がかかってしまうことにもなりますし、手間がかかった上に委託するお金を事業体の中からお支払いしなければいけないことになってきますので、そこが実際にどうなのかなという気はします。

まずは自分たちでしっかりやってみてから、やれないのかどうかを判断した後に、これはもうどうしようもないということだったら、事務委託をする形なのかなと思います。

役場が間接補助している事業ですから、当然、役場も事務の書類とかを検査する義務があります。そういった中で、しっかりとやり方等の指導だとかもできますので、そういったことはやっていく中で可能なのかなと思います。

ただ、1人だけに負担がかかると、どうしても不満が出てきて続かないということになりますから、その辺は仮に1団体でやるにしても、その事務的な作業をきちんと班分けして、それぞれがやって、一つにして、検査を受けるだとか、そういったやり方だとかをきちんと考えれば、相当効率化できるところは効率化できると思います。

私個人の考え方、きっと担当もそうだと思いますけれども、そこをしてくれる人がいれば、それに越したことはないです。ただ、どこかの会社だとかに事務委託をして、大変な思いをしてやるのだったら、やらなくていいやとなってしまうから、まず自分たちで取りかかってみてから考えることが一番いいのではないかなと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 この事務的な負担のところですが、私も話を聞いていますと、結局、その団体の中でパソコンが使える人が限られていて、事務的な負担を回したいのだけれども、結局、その人に集中してしまうことが結果的に多いように感じるわけです。

今、町長の答弁で、外部に委託すると逆に繁雑になってしまう可能性があるという話がありましたが、今後、自団体ではどうにもならない場合も出てくると思いますの

で、そういったときに町のサポートが必要になってくるのかなと思います。

ほかの自治体等で事務作業の外部委託先のマッチングをやっているところも増えてきております。例えば福島県の多面的機能支払推進協議会ですとか、長野県の松本市等のホームページに事務作業の外部委託が可能なコンサルタントや行政書士、その他団体一覧を掲載しているところもあります。

現在、北海道日本型直接支払推進協議会でも、こういったところへ視察に行って、マッチング制度を検討しているようですけれども、私が問い合わせたところ、まだ運用開始時期は定まっていないという話でした。

これから立ち上げていく事業体が我が町に2つあるという話もありましたけれども、こういったところと現在動いている環境保全会の事務的な負担の今後の話で、この協議会のマッチング制度の動向を注視することも必要かと思います。

我が町においても、町内外でこういった人には委託可能で済みたい一覧を把握しておくことが必要なのかなと思っていますけれども、その考えについてはいかがか、伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 これからの団体を含めて必要であるという話であれば、管内を含めて、その実例があるのかどうかも含めて、調査をさせていただきながら、可能性のあるところをしっかりとまとめていくことが必要だと思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 実際に前方を役場が担うわけではないですけれども、後方支援というのが非常に担い手に対しては重要になってくるのかなと思っています。

恐らく行政側も少し負担が増えてしまうかもしれませんが、北海道日本型直接支払推進協議会等、関係団体と連携して、それぞれの事業体がスムーズかつ円滑な運営ができるように、立ち上げから継続のところをしっかりと伴走支援していただきたいというふうにお願いをいたします。

次の質問に進ませていただきます。

先ほどの交付金については、農道・水路・農地の軽微な補修等を行えるわけですが、農道や水路の大規模改修や更新は対象外で、ほかの交付金や補助金の対象になるかと思うので、担い手や本交付金の事業体で対処できる問題ではなくなると思います。

しかし、昭和後期から平成初期にかけて整備され、整備後30年から50年経つような水路等の農地に係るインフラの補修が追いつかず、ここを直したらここが壊れるみたいな状態になってきているところもありますので、大規模改修や更新の必要なものが出てきており、このままでは農地基盤整備が盤石ではなくなるおそれがありま

す。

また、近年の農家戸数減少に伴うさらなる大規模化で、農業機械の大型化や運搬車両の重量化が進んでおります。

農地に係る各種整備事業でこの流れに対応している箇所もありますが、条件の悪い農地については、現在、対応できていないところもあり、例えば小麦を収穫するコンバインですとか、馬鈴薯の輸送トレーラー、馬鈴薯の収穫機、牧草ハーベスター等のスムーズな通行に支障がある箇所も見かけます。

このままでは機械の関係上、作付できる作物が限られることになり、さらなる大規模化等が進んだ場合、最悪は耕作放棄地となってしまう可能性も考えられます。

これは町にとってもマイナスであると考えerわけではありますが、そこで2点目の質問ですけれども、農村地区における農道や橋梁、水路の整備・点検に係る点検頻度、方法、台帳整備状況と、今後の整備方針について伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 質問いただいた状況でありますけれども、町道及び農道、また普通河川や水路、明渠排水の点検につきましては、随時、通常のパトロールの中で実施させていただきながら、車上から目視点検や現場検証を行い、変状がないかを確認しているところでございます。

また、大雨や地震発生時には現場のパトロールを実施することになってございますから、変状があった場合には適宜修繕を実施し、早期に回復するよう努めているところでございます。

台帳整備につきましては、町で認定している道路及び橋梁、普通河川においてはそれぞれ台帳管理を行いまして、それ以外の町有地内にある複数戸の農業者が受益する農道と明渠排水は、データリスト等において管理を行っているところでございます。

道路や橋梁の劣化が進行しているのは、議員も承知していると思いますが、走行車両の大型化や重量化が最も大きな要因の一つとされてございますので、近年は整備や補修、点検の重要性が本当に増しているところでございます。

整備方針につきましても、これまでの基本的な考え方は壊れたら直すという事後保全が主だったわけですが、これからは予防保全ということで、壊れる前にチェックして、きちんと長寿命化を図るほうへシフトしながら、維持・修繕を実施することにより、コストの軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

また、新しく道路を敷く道路新設改良につきましては、道路交通量などの利用状況、劣化の進行具合等を見極めて事業化を進めてまいりたいと思っておりますし、橋梁につきましては、国の補助事業を受けるために橋梁の長寿命化修繕計画が必要ですから、これに基づいて5年に一度、近接目視するということになってまいりますけれども、

定期点検を行い、その結果に基づいて今も修繕工事を実施しているところでございますし、今後についても同様に進めてまいりたいと思っております。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、いろいろと答弁いただきまして、しっかりと点検・補修をしていくという話がありました。

最近、自治体の中では橋梁の老朽化が進んで、他のインフラも入るかもしれませんが、今後、整備費用や更新費用が大幅にかかっていくと。その中で、全ての物をやっていくには限界があると試算している自治体も出てきているようです。

全てのインフラを守れない状況から、劣化状況や重要度を順位づけして、必要性が高い橋、これは農村関係の橋だけではなく、生活道路ですとか、町管理の全ての橋梁が対象になると思いますけれども、優先度が高いところに集中して、今後、低いものは集約化するとか、最悪の場合には撤去。その撤去費用も見込めないのであれば、通行止めにして使わない形にするような対応を取るという橋梁トリアージの考え方を導入するところが増えていると思います。

我が町において、今後の財政見通しのところもあると思いますけれども、こういったトリアージの必要性はあるのでしょうか。当面は問題なく、現状の点検・補修、もし何かがあれば直していくというような形で問題ないのでしょうか。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 私から御答弁させていただきます。

橋梁トリアージにつきまして、本町では国の交付金事業を利用した橋梁点検を5年に一度行っておりまして、それに基づき損傷の度合いをランク付けして、管理・点検をしているところでございます。

今のところ、橋梁はまだ健全な状態のものが多い状態でございますので、撤去や集約等の話にまで至る状況ではございません。

橋梁トリアージ、集約、撤去、使い切り、そのまま通行止めにするというような検討は、まだ今はしていない状況でございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 現状、町管理のところについては、まだ全部活用できるのかなというふうに聞いて、安心したところでございます。

あとは、今後の町管理のインフラです。例えば、橋梁を点検等の結果で更新しなければならないといった場合も、今後、何年たったら出てくるのかは分からないと思うのですけれども、出てくると思います。

今回は農村のところでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、町管理して

いる農村の橋梁で、例えば一つだけ更新というよりは、その橋梁が存在する農村地区という枠組みの中で、ほかにも農道が少し荒れてきているとか、幅員をちょっと広げなければいけないとか、そういったところも含めた様々なインフラ、水路とかも入ってくるかもしれませんが、この農地基盤整備を、面的に国営道営事業を用いて行っていくのが適当なのか、それとも橋梁一つだけを変えるのだったら、そちらのほうが町としては、やっていきやすいのか、そういったところの考えがもしあれば伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今の考えという話でありましたが、その考えは今のところ持ち合わせていないのが本当のところですが、単純に橋梁が経年劣化して使えなくなれば、橋の架け替えになってくると思います。

通常、河川の改修だとかがありますよね。河川の幅を広げる。それに伴って、周りの築堤や堤防も広げなければいけないとか、場所を移さなければ駄目だとか、いろいろな要因があった上で、橋梁の付け替えだとか、そういったことが出てくるのだろうと思います。したがって、単純にその橋が通れないからどうなのかという話には、きつとならないと思うのですね。

ただ、議員がおっしゃるとおり、今、農業機械が大型化して、重量もそれなりに増してきている。そのようなことを考えれば、これは最近の話ではなくても、昔から担当課は農家の方に何とかしてほしいと言われ、その都度、いろいろなことを考えながら、対応させていただいているところでもございます。

そういったところで、ケースごとにしっかりと対応していくのが必要なのかなと思っています。

ただ、だんだん年月が進んでいって、農家戸数が減り、機械が大型化していくと、考えなければならないことがたくさん出てくると思いますから、町単独でいろいろなことをするわけにはいかないと思います。北海道ですとか、場合によっては国というようなことで、様々なところに相談しながら、対応していかなければ駄目な案件にもなると思います。

ただ、いろいろなお声をしっかりお聞きしながら、まとめておくというのは必要だと思ってございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 それぞれの地域で抱えている課題等、若い人でもこれからの将来についていろいろと意見を持っている人もいますので、そういった意見も聞きながら、町で対応できることは対応して、基盤整備は難しい部分があると思いますので、道や国に現在ある事業等がより使いやすくなるような提言とかがあれば、ぜひ

町長からも言っていたきたいと思っております。

農地及び農地にかかるインフラは、農業者だけでなく、町全体の資産であるというふうにも考えております。

今後、町財政が厳しい状況になる可能性もありますけれども、農業は今後も我が町の重要な産業であることに変わりはないと思います。

今回、質問しました多面的機能支払交付金をより積極的に活用しつつ、町として国や道の支援も得ながら、明確な農村整備方針と支援体制をしっかりと構築して進めていくことが、農業の担い手確保や産業としてのさらなる発展につながると思います。

今後、計画的かつ積極的な対応を期待して、私の質問を終わらせていただきます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 私も議員のおっしゃることは考え方として共有しておりますので、そこをしっかりと肝に銘じながら、一次産業は大事ですから、そういったところで進めてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

●中村議長 11時25分まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

●中村議長 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順番2。

3番岩井明議員、御登壇願います。

●3番岩井議員 私は1項目について御質問いたします。

高額療養費制度の負担額の引上げ等についてお伺いいたします。

我が国の社会保障制度において、高額療養費制度は重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が家庭を破綻させることなく、安心して医療を受けられるための「命綱」であります。

しかしながら、政府は一旦凍結した高額療養費制度の限度額の引上げを、2026年8月に自己負担限度額を一律に引き上げた上で、2027年8月には現在の4つに分けられている所得区分を13区分に細分化し、全ての所得区分で大幅な負担増を計画しています。

物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者にさらなる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くのではないかと、強く懸念しています。

誰もが必要なときに安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の負担額の上限は引き上げるべきではないと考えますが、町長の見解をお伺いいたしま

す。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えいたします。

高額療養費制度は重い病気や長期にわたる療養が必要となった場合においても、過度な自己負担を抑え、安心して医療を受けることができるようにするための、我が国の医療制度における重要な仕組みであると認識しております。

現在、本制度の在り方につきましては、国において、患者団体・保険者・医療関係者・有識者などの参画を得ながら、制度の持続性やセーフティーネットとしての役割を踏まえて検討され、高額療養費制度が患者や家族の生活を支える重要な役割を果たしていることを前提としつつ、高齢化の進展や医療の高度化、特に高額な薬剤の開発・普及による医療費増大に対応し、将来にわたって制度を堅持するための今後の方向性について整理が進められている状況であります。

しかしながら、議員のおっしゃる、物価高騰や実質賃金の低迷が続く中で自己負担限度額の引上げが実施された場合、治療の継続に影響が及ぶことや受診抑制につながることをとなれば、憂慮に堪えないことであると私個人的には思います。

今回の高額療養費の限度額の負担引上げについての賛否は様々であろうかと思えますけれども、一方で医療費の増加や財政負担を考慮し、制度の持続可能性を高めるという趣旨は理解できます。

私個人の見解として、今回の制度改正の良し悪しを明言することは控えさせていただきますけれども、誰もが必要なときに安心して医療を受けられる環境を維持することこそ重要であると考えているところであります。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 答弁は理解できます。国の制度ですので、そういう形の答弁になるかとは思っておりました。

しかし、1点だけ言っておきたいのは、これと関連することですけれども、南町の公営住宅があって、それから立派な独身の高齢者住宅、1万2,000円程度で、バリアフリーで、本当にすばらしいものですが、そこに移転することになった方たちの何人かに意見を伺ったところ、国民年金で移動したときに6,000円くらい違うという感覚で、それが違ったときに、かなり生活に負担が出てきたというふうに伺ったことがあります。

そのような中で、この医療費も4区分から13区分になったということは、恐らく、広く浅く医療費の負担を増やしてくのだろうと考えておりますけれども、広く浅くても、小さい金額でも、公営住宅1点をとっても何千円かで負担が重なるわけです。

から、たとえ、これが13区分で小さい金額、1,000円、2,000円であっても、手持ちのお金がなくなれば、かなり厳しい状況になると私は考えております。

この件に関して、町で何か補填するとか、そういうことを考えるのはちょっと難しいかと思うのですけれども、このことに対して、もし補填するような意思があれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員がおっしゃるお気持ちは、本当に自分も共有できると思います。

年金で大変な思いをしながら暮らしていらっしゃる高齢者の方は、最小限の中で家賃も出しながら、食費や光熱水費を含めて、全部考えながら、その上で医療にも、病院にも通ってということで、そこに医療費負担もということになってきますし、仮に大病を患って入院するようなことになれば、この先、どうしていこうということにもなっていくのかなと思います。

独居の方なら、なおさらだと思います。身内の方が近くにいるとか、面倒を見てくれる人がいれば、それはまた変わってくるのかなと思いますけれども。

ただ、今回、13区分に見直されるという部分では、高額療養費をこれからどう持っていくかという中で、しっかりと負担していただける人には細分化しながら負担していただくということなのだと思います。

そういった中で考えますと、その引き上げられるところにちょうど当たる人は、非常に大変なことになろうかと思います。

議員のおっしゃるとおり、負担に対して直接町が支援するということは、制度的なものですから、非常に難しい点があります。あとは、考えられるとすれば、間接的に生活を支えるということになろうかと思います。

この制度改正、見直しがあった後、施行されるとすれば、そこをどういった感じかというのは、役場でも把握できる場所でありまして、いろいろな声を聞かなければ駄目だということでもありますし、制度についてきちんと理解していただければならないということもありますから、そういった中で相対的にいろいろな支援ができないかというところを考えながら、進めてまいることになろうかと思います。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 終わります。ありがとうございました。

●中村議長 通告順番3。

6番大崎英樹議員、御登壇願います。

●6番大崎議員 定例会の初日になりますが、令和8年度の町政執行方針は、按田町政になってから1期4年、そして6年目を迎えるこの令和8年度の重要な町政、まちづくりの執行方針でございました。

相当なボリュームがありまして、その中で取りあえず今回の私からの質問は、まちづくりに対する基本的な事項の３つの件をお聞きしたいと考え、通告をいたしました。

按田町政の初年度から、１期は４年でありますから、それについての例えの話ですが、肥やしを施して種を植える、そして４年がたって、芽が出て、どうにか将来の実を結ぶまでの、この２期目のスタートというふうに考えてみたわけであります。

その中で、極めて具体的に私はお聞きしたいわけです。

第１点、令和８年１月現在、本町に在籍している住民基本台帳人口は２，７６５人というふうに執行方針で発表されていまして。

参考程度に、この２か月で本町の人口はどのくらいの動向があるかということを担当の者にお聞きしましたら、いろいろな事情がありますが、１９名減っていました。このように、人口動態が非常に短期間で変化しているなど。

ちょっと数字を申し上げます。３月１日現在で２，７４６人です。執行方針で挙げている数字が２，７６５人ですから、引いてみると１９名です。

これは何も驚くことではありません。これだけの変化があるというのは、この社会情勢の中で当然だと私は捉えます。一応、これも参考にしてお聞きになっていただきたいと思います。

その件について、強く印象を持ちながら、今後の対策はどうあるべきかということ、を、まず第１点目にお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、町政執行方針は相当なボリュームでした。４０分も話しましたので、大変なボリュームだったというのはそのとおりで、聞いてられる方も大変だったのではないかなと思います。

今、議員がおっしゃった、人口減少がどうなって、今後の対策はどうかという話でございます。

人口減少は全国的な課題でもあります。本町におきましても、出生数の減少や高齢化の進行による自然減が主な要因となってございます。

本年３月に豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定させていただいて、議会にも報告いたしましたけれども、将来人口の推計を踏まえた上で、２０３０年、これは目標年になりますが、総人口を２，５９８人とする目標を掲げ、その実現に向けて四つの基本目標に基づき、施策を体系的に整理しているところでございます。

人口減少は短期間で改善できるものでもありませんが、総合戦略に基づきまして、施策の効果検証を行いながら、持続可能な地域づくりをしっかりと進めてまいりたい

と思っています。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今の答弁の中で、具体的なものよりも今後の姿勢については理解するわけです。

その期日というもののについて、今後の将来像ですから、豊頃町まちづくり総合計画、略して総計とも言いますが、総合計画の中で令和3年から7年までは5期前期です。今回の令和8年から令和12年というのは、後期のまちづくり総合計画ですよ。

この人口減少という動向は、我が町だけではないですよ。日本全体。

令和8年2月26日に政府も出生数が70万人に減っているという発表されて、それに対する対策、設置までしている。例えば人口戦略本部というもの、高市総理が異次元の減少だと言っていて、何となくその辺に私は違和感を覚えるわけです。

国が異次元の状態になっていると言う日本国の人口動態の影響が、ローカルの地方にないかといったら、これはまともにあるわけです。

それについて、異次元だということで、すらっと流したことについて、私は非常に怒りを感じています。なぜだと。

人口が増えているところもありますよね。十勝でもあります。18町村の中で2町は増えています。

日本国も一極集中で、大都市は増えています。そのことを分析しないで、全体が人口減だからやむを得ないと政府が言い、国づくりをすることについて、いかななものかなと個人的に感じました。それが2月26日でした。

町長は今、後期のまちづくり総合計画で将来の人口の目標を掲げています。今、お話があったように、この人口ビジョンを見ましても、これは非常に貴重になっているなと思って、正確性も評価しています。

令和12年には2,598人の目標です。先ほど冒頭で申し上げましたのは、3月1日付の人口と大差ありません。だから、この目標は絶対達成できるというふうに期待しているわけです。

目標の2,598人の確保というか、町民を定着させるためには、どういう手段と対策、それに対するアクションを起こすかが重要だと一町民として考えているところでもあります。

そういうことについての内容から、例えば皆さんの役場の資料もそうですが、国立社会保障・人口問題研究所で出している数字は、おおよそ豊頃の目標値に近いです。ですから、これは間違っていない数字だなと感じています。これから5年で22名の違

いです。

豊頃がこれから札幌だ、帯広だ、東京の人口にはなりませんから。いくら頑張ってもそれはできない。当たり前の話です。

この目標値は社人研が出している数字とそれほど差が大きい。このことについて、今の規模の豊頃の公的施設、町民の施設、コミュニティセンターも含めて、こういう、先ほど議論になりました農業人口の動向もあります。

しかし、先ほどの2年、3年もかかっても大きな事業をやれば、直接的な労務者や稼業人、少なくとも関連した一次産業の業種の人口は増えるという期待を持っていますから、ああいう質問をしています。

今後、その対策の内容について、もう少し町長の考え、行政全体の考えをお聞きしたいと思います。

1つは、町長が出している執行方針の中に、人口減少に歯止めをかけるための施策があります。町外への流出に歯止めをかけるための方法、これから進めようというもののについての考えを、もう一度いただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど議員の言っていた推計人口の信憑性です。今、社人研を確認したら、そのとおりで、社人研で発表している5年後の部分については、あまりぶれがないということです。

ただ、10年後とか、そういったスパンでも出ていると思いますが、そうすると社人研のほうが大分下がってきます。しかしながら、うちはそこまで下がらない緩やかな形。

前回の10年のときもそうだったのですけれども、社人研では非常に下がっているようなところを、実際はそういう形になっていません。そのような中で、消滅可能都市というカテゴリーにもうちは入っていますから、いかがなものかと思っていたこともございました。

議員がおっしゃるとおり、人口減少に歯止めをかけるためにはどうしていくのかというような形に関しては、今回のまちづくり総合計画もそうですし、令和8年度の予算もそうですが、その中で様々な対策をさせていただいております。

一番は町外へ流出しないようにどうするのか。

ここに住んでもらい、ここから町外の企業だとかに通ってもらうという部分で、町外への通勤助成もさせていただいていますし、子育てしやすい環境という中では、この間の新年度予算でもいろいろと話がありましたけれども、子育て支援施策をできるだけ高校まで支援できるような形に変えていくとか、様々なことをさせていただくような形で考えております。

住宅施策もそうです。建てたときにはしっかり支援できるように補助を出すなど、ほかの町と比較しても遜色ない、逆に上回っているくらいの支援をさせていただいているのが現状かなと思っています。

それをやっている以上、どこまで浸透しているかというところにも問題がありますから、これから先はしっかりPRしながら、この豊頃町を皆さんに知ってもらい、人口流出しないような形に持っていくことがまずは必要かなと思っています。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 執行方針の中でも具体的に表現されています。まちづくりの総計の中にもそれは必ず挙がっておりますし、令和8年から令和12年までの5年間の事業内容も記載されています。ですから、その内容は分かります。

そういう理想が形骸化しないためにはどうするかということについて、具体的なアクションというのが、今、町長が答弁されましたように、人口減少に歯止めをかけるためのいろいろな制度であります。

例えば本町に定住されて、町外に勤務されている方がいらっしゃいますよね。今回の予算にも計上されています。しかし、この制度の見直しはできているのかなと。

社会全体から見て、例えば、現在、町から町外に勤務する人は60歳以上の人もいるのではないですか。私は若いなと思いますね。他町でも65歳まで70歳まで働いてくださいという要望があります。

これは本当の話です。町の公営住宅に入っている町外の勤務者が、私に何で60歳までなのかと。公務員も再任用されて、また5年くらい年金が出るまで働いているのではないかと。民間だって70歳まで行くぞと。そういう社会的な風潮の中で、なぜ60歳までなのかと。もう少し働きたいということを直接言う人もいました。

その辺の見方はどうですか。庁内で議論されているかどうかということも具体的に1つ。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 町外通勤者助成金が制度化された当初は、どちらかと言うと若者の施策として年齢的にも設定していたところでした。そこを、長く住んでもらいたいという部分の中で、年齢を40歳、60歳というふうに延ばしていったということでもあります。

当初から見ると大分設定や考え方が変わってきているというところですが、それも時代の変遷があって、こういうことになってきているのだろうと思います。

議員のおっしゃるとおり、今、定年が延長されて、60歳から年金受給できるまで働かなければという話になると、町から外へ出て働く方もいるのではないかなと思っています。

言われるとおり、そういったところも、これから制度を見直す中で考慮していかなければならないことも想定されますので、その辺も含めて、しっかりと検討を深めながら施策を進めてまいりたいと思います。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今後は前向きに検討していただけるということで、それを期待する町民もいらっしゃると思います。

それともう1つは、よくスローガンは非常に美辞麗句で、なるほどという表現が使われます。

ところが、他町村の情報を聞いていますと、北海道のある町村の移住者です。これは1人とか2人ではありません。

本町もそれに該当する人がいますから、後でまた考えて答弁していただきたいのですが、今までの住んでいたところから例えば本町に来た人方、あるいはほかの町村に行った人でも、特に年齢は関係ありません、こだわりますが、必ずインタビューで発言しているのは、町の景観がいい、自然が素晴らしいと。最後に人が皆さん優しいと言います。

困り事は役場へ行けばいいではないのです。隣近所にいる人生の先輩方やそういう方々と接点を持って、交流をすることによって、その方はストレスが全くないですと。今まで住んでいたところよりも、本当に周辺の皆さんが優しいというのが第1位でした。

本町にも移住してきている方がおります。地域おこし協力隊もあります。希望と夢とその環境に惚れて来ています。

良い例を1点申し上げますが、これを1つ参考にして答弁していただきたいです。

帯広に住んでいた方が、茂岩に移住し家業を始めました。12月に開店して1年が過ぎました。

これは昨日の話です。今日、こういうようなことを質問しますから、私もちょっと勉強したくて会いました。

その方は事業を始めました。お2人です。

まず、事業はどうですか。今の状態で十分やっていけます。よかったねと。

その方は客商売もやっていますから、お客の内訳はどうですか。町民半分、町外の人が半分だと言っていました。

事業を2人でやっても、細々とやっていけますと言った。お客さんも町民が半分来ていますと言った。私はそこでコーヒーを飲みながら、本当にほっとした。

次の段階で、あなたがそれだけ豊頃町に魅力を感じて、これから永住を考えるのであれば、仲間はいないのかと聞いたら、おりますと言うのです。

条件がありました。まず、環境は私と一緒にですと言うのです。人の優しさ、心のよさ、声かけのあること、これが、私が他町から来て一番ほっとしたことだと。

このことを課題として受け止めました。この人をAとしてB、C、Dと、アルファベットの25までやったら、何人になるかなといったら、50人にも100人にもなってくるのではないかなという期待感を持ちました。夢を持ちました。

そういうことに対して、町長も知らない人ではありませんから、1つ、今後のまちづくりの参考にしたらどうかという考えをお聞きしたいわけです。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 きっと私も知っている方だと思います。本人から私もお話をお聞きしたことがあります。

どうですかと聞いたときには、全然困っていませんというか、自分の思うようにできているという話で、不満はないような話をされていたのもすごく印象的でした。

そういったことで、豊頃に住んでもらうというだけの話ではなく、関係人口、交流人口というところになると思います。

来ていただいて、町の中で過ごして、購買に結びつくとか、いろいろな部分もあると思います。

議員がおっしゃるとおり、そう思っていただけの方、また移住した人がここをすばらしいと思っていただけ、本当にまだまだ町としての伸び代がある、詰まっているというような考え方、私もそう思って、まちづくりを進めるためにいろいろなことをやりますので、またいろいろな地域の方も含めてお話を聞きながら、しっかりと。

実際問題、人口はなかなか増えません。自然減にはどうしても抗えないです。それを分かって増えるようにまで持っていくのは大変なことです、何とか減り幅を抑えることはできると思いますから、そういったところをしっかりと頭に入れながら、この後も進めていかなければいけないと思っています。

●中村議長 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

●中村議長 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大崎議員。

●6番大崎議員 午前中に質問させていただきました件について、最後にもう1点だけ質問させていただきます。

答弁された中において、我が町の人口増をどう進めるか、あるいは維持するためにどうするか。

まず、人口減に歯止めをかけようというのが1点目でした。

2点目は、他町からの移住者を確保するため、条件づくりをしましょうと。

最後の1点は、出生数を増加させるためにどうするかということです。人口減少問題については、これが最後の質問になります。

本町には出生数の目標があります。予算審議でもいろいろと、計上された予算より若干余ったとか減らすというような議論がされていました。それは出生数が目標よりも下がっているからです。

今後、本町の出生数を高めるために、これは人口問題研究所の専門家が言っている内容ですが、これについて、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

出生数を増やすには、婚姻数を伸ばすことが最も大事で、その環境をつくるのだと。今まで国内、各行政も、出生数や出生率が落ちたことについては、現状だけを言って、生まれた子どもの育成に対する対策は立派なことが多い。その考えを改めて、初期の段階で考えてはどうかという専門家の発言です。

そのためには、婚姻を望む方々のキャリアプランだとか、あるいは収入の見通しがつくようなまちづくりで若者を受け入れるという考えをすべきですということが、発表になっているわけです。

これはなかなか難しいことだなと思いながらも、今日の我が町の人口減に対して、あるいは移住促進するために、あるいは目標の2,755人をどうするかということについての議論の1つにしてもらったほうがいいなということで、質問をさせてもらったわけです。

これに対する町長の考えを聞いて、この件については終わりたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 御答弁いたします。

私の考えということでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、出生率をどうするか、また結婚していただくためにはどうするのかというようなところを、こうしたらいいと言うのは、ほかのいろいろな施策よりも本当に簡単ではないと思います。それぞれのことがありますから。

ですから、軽々に語れないのは、まさにそのとおりでございますけれども、過去から何とか婚姻数を増やそうという施策をいろいろな方が間を取り持つとか、特に農業ではそういうことをやらせていただいていた経過があります。

今はまた個人それぞれの考え方だとか、生き方だとか、いろいろなことが尊重されるようになり、ある意味、おせっかい的な部分まではどうなのかというところがあって、今はこういう時代ですから、なかなか出会いの場だとか、いろいろつくるようなことは町だけでなく、企業も含めてやりながら、それを企業が地域貢献だということ

でやっている場合もあります。

そういったところに、J Aだとか、いろいろなところの青年層、若い人方を使いながらやっているというのも現実にあるところでございます。

ただ、このまま放っておくわけにはいきません。子育て前の産むというところもしっかり考えていかなければならないのは重々分かっています。担当課を含めて、そこをどうするのかというのは、様々な面からトライしていかなければならないと考えながらやっているところでございます。

不妊治療だとか、いろいろなことがあります。あと、身籠ったときから保健師がきちんと見守ったり、支援したり、相談に乗ったり、そういったこともさせていただいています。

ただ、その関係は非常に難しいところだなというのが、私のまずもっての思いというか、考え方というか、そういうことになります。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは、その件については終了して、次の2点目に入ります。

令和6年3月にゼロカーボン宣言をいたしまして、それから丸1年が経ちました。これについての現状の実績と今後の考え方をお聞きします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 御質問の削減目標に対する実績でございます。

温室効果ガスの排出量の算定に当たりましては、国の統計データやエネルギーの消費量など、各統計資料を用いた専門的な分析が必要となっておりますことから、計画策定時の町のゼロカーボンシティ推進会議におきましても、コンサルタントの専門的な知見を活用しながら策定することが適当であるとの整理がされてございます。

そのため、本町におきましては、2030年までの計画期間の中で、令和9年度を中間年として、また令和12年度を最終年といたしまして、温室効果ガスの排出量を集計・分析し、その結果を公表することにしておりますので、現状の令和7年、令和8年については経過実績ということで、数値を把握していない状況でございます。9年度に中間年として発表することになります。

今後の取組についてでありますけれども、2030年までにCO₂の排出量基準年である2013年と比較して46パーセント削減することを目標としていますので、現在、再生可能エネルギーの導入促進や、省エネの推進ということで、町の単独費で、家庭のテレビや冷蔵庫を買ったときに補助を出すとか、そういった施策をしながら、進めているところでございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今の説明の中で、2013年から2030年までの期間で目標値46パーセントということですね。その過程で、LEDにして温室効果ガスの排出量を減らしましょうとか、いろいろと予算が出ています。相当な金額であります。

今後について、これらの現状を踏まえながら、温室効果ガスの削減を進めるために、エアコンなどの冷機の中で使っているフロンガスの関係があります。

その辺のことは既に承知かもしれませんが、そのフロンガスが2026年の今年度から法制化されて使えなくなります。経産省から情報が入っていると思います。環境省も含めてやっています。

今はフロンガスからノンフロンの自然冷媒に替えるためのスライド時期です。行政ではもう補助金を出してやっています。実際にやっているところ、全国どこでも結構ですが、その辺の認識を町長はどういうふうにお持ちですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 フロンからノンフロンにという部分は十分承知しているところですが、そこにガスを替えていく中で補助を出していくというところが多くあるかどうか、それぞれの自治体の施策として進んでいることだと思っていますが、私個人として、そこまではちょっと勉強不足だということで捉えております。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 地球温暖化を防止するための最大の要因の1つは、フロンガスを使っているからだというのが、公にプレスで出されています。

ですから、それについて若干学習はしておりますが、今年度からそういうものについて、時間はあります。3年くらいのスライド時期はあるのですが、それに替わっていきますよと。

もう既にホームページでも出るだろうと思いますが、本町の姉妹都市である福島の辺りのある町村では、そういうものの補助金を導入することも情報として伺っています。

今後、そのようなことについての努力と、それから今日の冒頭にタイミングよく J-クレジットの話がありました。

本町の森林に対して、今3,000平米あるではないですか。端数は切っています。その内1,000平方メートルがこれの対象になるのですよね。

行政報告であったように、民間企業や金融機関も入って、将来的に豊頃の森林で削減又は吸収された温室効果ガスがクレジットで民間からそれだけの財政的なものを協力しますよというシステムです。タイミング的に非常にいい。

豊頃全体の面積の6、7割が森林と緑地だと認識していますが、民間が財政協力してくれるという、これを大変な財産であり、私はもう大賛成しています。

先ほどのフロンガスの関係も、J-クレジットで運用されます。1トン当たり6,500円になるそうです。大手がやっているガスの入替えて、やっていないところは1トン6,500円で今年から買わなければいけません。

町民全体、熱中症防止のためにエアコンをつけています。行政もそうです。公の施設もみんなそうです。そういうものについても、このノンフロンのは0.02の二酸化炭素しか出しません。

ゼロに近いということになれば、ぜひともそういうところの学習をして、今後、行政でも真剣に町民へ補助金を出したり、交付したり、あるいは改善したりということになっていくように期待しているのですが、そういう認識をもし確認できたら。町長がどのような行政の運用を行っていくかという考えをお聞かせください。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 昨日、J-クレジットに係る協定を結ばせていただいたということで、行政報告をさせていただきました。

本町はそれだけすばらしい森林を持っているということでもありますから、そういった意味で、各事業者も使えませんかという話でもあったというところでございます。

ただ、植わっている木をどうのこうのというのではなくて、これからまた森林整備ということですから、伐期で木を切った後にきちんと植え替えて、新植しながら長く保全していく中でのCO₂削減という部分が、このクレジットになるということでもあります。

そういった意味で創出された価値というものの、しっかりと収益も出てきますから、そういったところで、まずは森林整備に使わなければ駄目だということはそのとおりですけれども、それ以外の部分をどうしていくかというのは、環境問題が一番大きな部分でありますから、そういったところを財源として、CO₂を排出している機器に関しても、いろいろな意味で財源措置できるような形が必要なのかなと思っています。

まだまだ町民もそうですけれども、町内の事業所もそうです。ゼロカーボン、温室効果ガスの排出量の削減という部分では、協議会をつくって話をしているものの、それぞれの認識はそれほど進んでいるようなことでもないです。

ただ言っているだけではなかなか進まないというところをどうしていくかと言ったら、いろいろな支援だとか、助成というのが必要だろうと思ってございますので、これも時世を含め、どういう展開になっていくのかというのをしっかり見極めながら、対応できればなと思っています。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは、最後に3点目、茂岩の中心街のはるにれ通りについて。

豊頃全域を見ますと、大津、茂岩、豊頃、十弗の4つを市街地として位置づけているように理解しているのですが、その中で、何と言ってもメイン通りをはるにれ通りです。道も力を入れて、何十年前に整備した。

ところが、御存じのように空き家、空き地、空き店舗が最近是非常に目立つようになった。一部は再利用しているものもありますが、商工会、あるいは事業主にも確認しましたが、なかなかいい情報がない。

非常に苦しい内容ですが、茂岩商店街の特色ある考え方というのを1つ持った場合に、将来、はるにれ通りはどういう構想でデザインしていくべきかということについてお聞きしたいです。

以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 茂岩商店街のストリートだと思います。はるにれ通りというようなことで議員はおっしゃっていますけれども、ここにつきましては、商工業者の減少や経営者の高齢化などにより空き店舗が見られるなど、以前に比べて市街地のにぎわいが低下している状況は、もう皆さん、御承知のことだと思います。

町民の生活利便性の維持や地域活力を確保していくためには、人が集い、交流できる場所をつくるとか、あとは市街地の魅力向上に向けた取組を進めていくことが重要だと思ってございます。

こうした中で、現在、本町では茂岩本町にある消防庁舎の建て替えを計画してございます。この機会を、市街地の将来を見据えた町づくりを検討する一つの契機と捉えております。

今後、商工会をはじめ、関係団体と調整を図りながら、町民参加型のワークショップを早めに関くような形で、もう担当課には指示しております。早いうちにやってくれということ言っています。

このワークショップを通じて、地域の皆様の意見をしっかりと伺って、特色を生かした魅力のある市街地づくりを進めてまいりたいと思います。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 もう既にそういう検討をしているということですから、期待したいわけですが、行政だけで知恵を集めて青写真を出すのもいいと思います。

しかし、個別の経営者、あるいは閉店した商店の方々の理由も聞きながら、きめ細やかに、丁寧に、そういうような作業に汗を流していくべきだなと感じております。

個人的に聞くと、非常に前向きな意見が出てきます。それを反映して、今後のマスタープランに乗せていくということ。今、町長が消防庁舎も数年後にはあそこへ位置づけでき、建て替えして景観も変化するでしょうと。

しかし、それまでに空いている向かいの民有地だとか、それに付随する周辺の空き店舗とかを総合的に入れ込んだものを、ぜひとも参考にさせていただきたいと考えます。

また、若者や中高年者が集えるような施設もよろしいではないですか。今、ココロコテラスに行っても、皆さん、なかなかあそこを使いづらいと言います。買物へ行っても、あそこにゆっくり1人、2人で座って休めないという意見もありましたので、1つ参考にさせていただければ。

最後に、その答弁を聞いて質問を終わります。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ありがとうございます。

議員の今のお話を聞いていると、まさにそのとおりでありまして、私の考え方と相当類似するところがあるなど。

今、シャッターの閉じているお店があります。これまでも商工会を含め、いろいろな方に汗をかいていただいて、閉まっているお店とかにきちんと声をかけていただいて、状況やこれからのことだとかも含めて話を聞いていただいておりますが、いろいろな意味で再生するに当たっての手立てが見つからず、そのままになっているところもあります。

ですから、先ほど言ったとおり、消防庁舎の建設が一つの契機であって、私も自分の公約の中でここを何とかしたいという話もさせていただいていましたから、ある意味、役所がきちんと誘導できる場所はしっかりやっていかなければ駄目だと思っています。都市であればお任せするというのがあるのでしょうけれども、ここは過疎地で、かつこれだけ人口が減ってきて、お店もこういうふうになっています。役所もしっかりと責任を持って、今までと違った形で対応、対策をしていかなければ駄目だということは重々承知しています。

今、開いている店、そして店は閉まっているのだけれども店舗兼住宅が多いですから、住まわれている方もいます。そういったところも含めて、個別にお話を聞きながら、将来的にどうなのかというところもしっかりと把握して、どういった形で使えるのかというのをしっかり話さないと、次の段階に進みませんから、そこも1軒1軒くまなく足を運んで聞くことも大切であります。それがまとまらないと、この市街地の再整備は進んでいかないと思っていますので、そこは丁寧にやっていきたいと思えます。

今、議員がおっしゃったとおり、中間層、または若い方々に、将来、10年、20年後を見据えて、中心市街地をどうしていくかというのをイメージしていただきながら、一緒につくり上げていくことが絶対に必要だと思います。

役所がやると後から知らないと言われますから、そういったことにならないように、そこは巻き込みながら、いろいろな手立てを打ちながら、しっかりと丁寧に話を進めていきたいと思います。

ですから、1年くらいですぐ結果が出て、物が建つとか、始められるということにはもしかしたらならないかもしれない。熟慮すると1年、2年にかかるかもしれませんが、そこは将来のことですから、じっくり腰を据えてやっていくことが必要だと思っておりますので、御理解いただきたいなと思います。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 一般質問の3点について、これで終わらせていただきます。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第1号

●中村議長 日程第5 意見書案第1号生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員、岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規。同上、後藤孝夫。同上、小笠原玄記。

生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、意見書の朗読については一部を省略し、要望事項のみ読み上げます。

生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書。

1、畑作物の直接支払交付金については、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産費など実態に即した数値を用いるとともに、生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式に改善すること。

2、酪農・畜産については、予算総額ありきではなく、基本計画や酪肉近で掲げる目標が確実に達成されるよう必要な事業を行うための予算を措置すること。また、生産コストの上昇に左右されない持続可能な酪農・畜産に向けた所得安定政策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 中村議長 日程第6 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山崎事務局長。

- 山崎事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、道外視察研修及び合同所管事務調査。

目的、(1) 愛知県西尾市におけるウナギの養殖事業について調査、(2) 本町進出企業視察研修、(3) 富山県滑川市行政視察。

派遣期日、令和8年4月13日月曜日から同月16日木曜日。

派遣場所、愛知県西尾市、愛知県刈谷市、富山県滑川市ほか。

派遣議員、全議員。

2、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、令和8年5月23日土曜日から同月25日月曜日。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、中村純也議長、後藤孝夫議員。

以上です。

- 中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読したとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申出

●中村議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●中村議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和８年第１回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後１時３４分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員